

Title	制限会社に対する占領初期における ESS「指示文書」の分析：『1946 年英文フォーム』の資料的位置付けを中心に
Author(s)	山田, ひとみ
Citation	聖学院大学論叢, 第 25 卷(第 2 号), 2013. 3 : 145-160
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=4398
Rights	



聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository and academic archiVE

〈研究ノート〉

制限会社に対する占領初期における ESS「指示文書」の分析

——『1946年英文フォーム』の資料的位置付けを中心に——

山 田 ひとみ

抄 録

GHQ/SCAPにおいて財閥解体を担当した部局 ESS が、占領期早々に日本の制限会社に対し財務諸表作成に関する多数の「指示書」を交付したことはよく知られている。しかし、これら「指示書」に先立って、形式および内容が大きく異なる『1946年英文フォーム』の交付が現存資料で確認できた。「日本固有の発展を十分に踏まえたもの」とされてきた「指示書」と分類できるものではなく、「指示文書」という新たな枠組みで資料的整理を行った。このことによって、共通の理解を目指して財務諸表作成が行われてきた ESS と制限会社、および日本側会計学者との協議の意味がより明確に資料的に位置付けられた。

キーワード； 1946年英文フォーム， 指示文書， 経済科学局（ESS）， 指令（Directive）， 財閥解体

I. はじめに

拙論「研究ノート」⁽¹⁾では、GHQ/SCAP⁽²⁾の ESS⁽³⁾が日本の制限会社⁽⁴⁾に対し英文財務諸表の提出を求める際に交付⁽⁵⁾した文書のうち、財務諸表の書式を付しているものを「指示書」とし、第1に1947（昭和22）年7月以降の「指示書」について、第2に1947年7月以前の「指示書」について次のような問題提起をした。

第1-1947（昭和22）年7月以降の「指示書」については、

- ①「指示書」を作成する際、「米国会計システム」にどのような調整を加え「日本固有の発展を十分に踏まえたもの」へとしたのか。
- ②その「指示書」によってGHQ/SCAPが抱えていた問題は克服できたのか。
- ③「指示書」はなぜ「米国会計システム」に依拠したのではなく、日本の実情をかなり考慮したのかという点である。

第2-1947（昭和22）年7月以前の「指示書」については、

①制限会社が指定された1945（昭和20年）11月24日から1946年7月までの間、ESSは制限会社に対して「指示書」を交付したのか。

②そうであれば、当該「指示書」は「日本固有の発展を十分に踏まえたもの」となっていたのか。

③また制限会社は財務諸表を提出したのかどうか。

④もし提出したとすれば、ESSは提出された財務諸表に対して満足したのか、それとも不満を持っていたのか。不満があるとしたら、それはどのような不満であったのかという点である。

拙論「研究ノート」での資料整理により、問題提起一第2の①について『財務諸表に関する指示書（仮）』（1945 or 1946）の存在が明らかとなった。

本稿は当該『財務諸表に関する指示書（仮）』（1945 or 1946）を『1946年英文フォーム』と定義し直す試みであると同時に、この作業を通じて問題提起一第2の②の論点『1946年英文フォーム』が「日本固有の発展を十分に踏まえたもの」かについて考察する。

本稿は『1946年英文フォーム』の存在が明らかになった時点で、「指示書」という一括りの分類が適切かどうか、また、『1946年英文フォーム』と他の「指示書」の位置付けについての考察と、『1946年英文フォーム』という呼称が適切かどうかという論点を問題意識としている。

以下、[Ⅱ]「指令」と「指示書」との関係、においてESSの交付文書としての「指示書」の位置付けを検証し、[Ⅲ]「指示書」の意義、において「指示書」の内容が1947年を境に大別されることを検証する。その後[Ⅳ]1947年以前「指示書」に関する名称問題、において『1946年英文フォーム』という呼称の検討と内容の特徴について述べ、「指示書」と『1946年英文フォーム』を包括する「指示文書」という概念の必要性を検証する。最後に[Ⅴ]『1946年英文フォーム』の概要、において『1946年英文フォーム』のサンプルを紹介する。

Ⅱ. 「指令」と「指示書」との関係

A. GHQ/SCAPによる指令(Directive)の定義

「指示書」の検討に先立ち、GHQ/SCAPから日本政府に対する指令(Directive)についての定義を確認する。⁽⁶⁾

イ. 指令の種類

GHQ/SCAPから日本政府にあてられた文書は広義に指令(Directive)とされている(本研究ノートで単に「指令」と記す場合、以下1から7までの内容を含む広義の指令の意とする)。

GHQ/SCAPの指令には次が含まれる。

1. 狭義の指令

2. セクション・メモ

「

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
Economic and Scientific Section
APO 500

____. ____ (Date) ESS/IND _____ Date

* MEMORANDUM FOR: Ministry of ____, Japanese Government.
{ SUBJECT : _____
† SUBJECT : _____
{ TO: Ministry of _____

1.
.....

FOR THE CHIEF, ECONOMIC AND SCIENTIFIC SECTION:

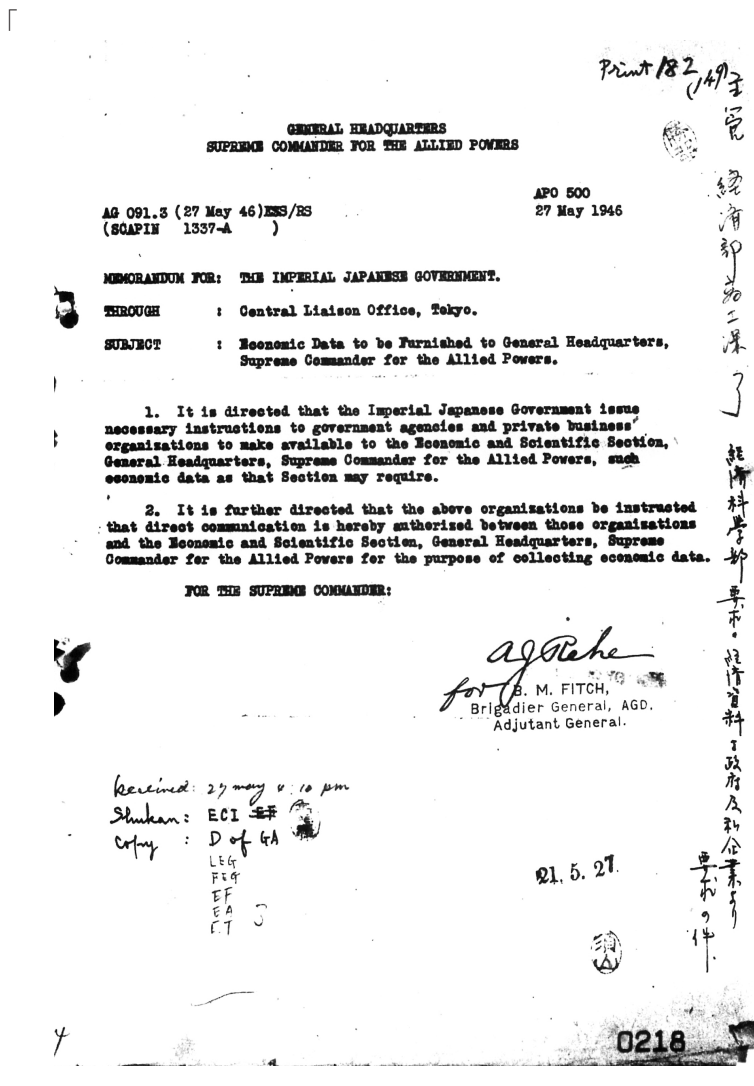
Signature
.....
Chief, _____ Division etc.

連合国最高司令官総司令部の部局名の真下に軍事郵便局番号，その一段下の左端に綴込整理番号，（覚書又は参照すべき文書の日付），担当部局課名，右端に日付があり，その次にあて先，件名がある。〔中略〕関係省庁にあてたものは，連絡調整中央事務局を経由するものと直接あてられるものによって多少形式に差異がある。本文の形式は，総司令部覚書と同様であるが，発信人は，部，局，課長又はその代理者である。〕

二. SCAPIN 1337-A の意義

GHQ/SCAP は ESS の調査統計部（Research & Statistics Division，以下「RS」と略記）から日本企業に対して会社財務報告に関する資料の提出を求めることを次の指令によって明らかにした。

1946 (昭和 21) 年 5 月 27 日付総司令部覚書「経済科学部要求の経済資料を政府及私企業より要求の件」⁹⁾ (以下「SCAPIN 1337-A」と略記)



従って SCAPIN 1337-A 以降, GHQ/SCAP による日本企業の財務報告に対する指令は ESS/RS から関係省庁宛のセクション・メモによる指令という形式で発せられたものと推測できる。

小活

現存する「指示書」にはセクション・メモの形式を満たした文書は付されていないが, GHQ/SCAP の「指令」の体系を確認した結果, ESS が日本の制限会社に対して交付した「指示書」は, 上記 SCAPIN1337-A を受けて ESS/RS から交付されたセクション・メモの一部であると推測

できる。

したがって本稿では、次のように「指令」と「指示書」との関係を整理する。

$$\left\{ \text{「指令」} > \text{「セクション・メモ」} > \text{「指示書」} \right\}$$

Ⅲ. 「指示書」の意義

A. 「指示書」の種類と分類

ESSが日本の制限会社に対して交付した「指示書」は、時系列に次の7種類の現存が確認されている。⁽¹⁰⁾

- a. 『財務諸表に関する指示書（仮）』（1945 or 1946）
- b. 『工業会社及び商事会社の財務諸表作成に関する指示書』（Jul. 1947）
- c. 『財務諸表作成に関する指示書』（11. Nov. 1947）
- d. 『報告会社のための指示書』（1948）
- e. 『報告会社のための指示書』（1949）
- f. 『報告会社のための指示書』（1950）
- g. 『報告会社のための指示書』（1951）

以下、上記の7種類の「指示書」について1947年7月を境に「指示書（1947年7月以前）」と「指示書（1947年7月以後）」とに大別し、それぞれの特徴を確認する。

1. 「指示書（1947年7月以前）」
 - a. 『財務諸表に関する指示書（仮）』（1945 or 1946）
2. 「指示書（1947年7月以後）」
 - b. 『工業会社及び商事会社の財務諸表作成に関する指示書』（Jul. 1947）
 - c. 『財務諸表作成に関する指示書』（11. Nov. 1947）
 - d. 『報告会社のための指示書』（1948）
 - e. 『報告会社のための指示書』（1949）
 - f. 『報告会社のための指示書』（1950）
 - g. 『報告会社のための指示書』（1951）

B. 「指示書（1947年7月以後）」の特徴

1. 形式

- ①日本語訳が付されている
- ②すべて *Instructions for* ～で始まる

2. 内容—「指示書（1947年7月以後）」

「指示書（1947年7月以後）」の内容は、さらに次の2つに大別される。

イ. 詳細な解説付き

- b. 『工業会社及び商事会社の財務諸表作成に関する指示書』（Jul. 1947）
- c. 『財務諸表作成に関する指示書』（11. Nov. 1947）

ロ. 詳細な解説無し

- d. 『報告会社のための指示書』（1948）
- e. 『報告会社のための指示書』（1949）
- f. 『報告会社のための指示書』（1950）
- g. 『報告会社のための指示書』（1951）

本項では、「指示書（1947年7月以後）」と「指示書（1947年7月以前）」との違いを明らかにするという目的のため、以下「指示書（1947年7月以後）」の「指示書」のうち、『工業会社及び商事会社の財務諸表作成に関する指示書』（Jul. 1947）の内容について検証する。

3. 内容—『工業会社及び商事会社の財務諸表作成に関する指示書』（Jul. 1947）

①作成段階で日本の会計に関する基準が考慮された

『工業会社及び商事会社の財務諸表作成に関する指示書』（Jul. 1947）の内容について当該「指示書」中、

「西洋諸国 (*occidental countries*)⁽¹¹⁾ に於いて一般に認められている会計習慣に従った工業会社及び商事会社の財務諸表作成に関する詳細なる説明および指示」⁽¹²⁾

であることが記載されている。

しかし、当該「指示書」が作成された経緯について残されている以下の資料から、当該「指示書」作成にあたっては、日本の会計に関する基準についても十分に考慮がなされたことが明らかである。

イ. ESS 内部のメモ

ESS 内部のメモを分析した千葉順一氏によると、

「昭和 22 年 7 月に ESS から発行された “*Instructions*” が「米国会計システムの基本的規範を保持しながらも、その日本への厳密な適用を避け、日本固有の発展を十分に踏まえたものであり、「50 年以上も会計教育に携わってきた日本の大学教授との共同作業によって達成されたものである」⁽¹³⁾

と述べられている。

ロ. 「指示書」作成における村瀬玄氏の役割

上記イ, のメモ中にある「50年以上も会計教育に携わってきた日本の大学教授」とは, 当時一橋大学を定年退官されていた村瀬玄氏のことだと思われる。このことは村瀬氏の以下の記述により確認できる。

「関係当局はさし当たりの応急策として当時調査統計部の財務およびカルテル課 (*Finance and Cartels Branch*) 長を勤めていた米国イリノイ州出身の C. P. A である *William Hessler* 氏と筆者とに財務諸表調整に関する指示書の作成を委嘱したのである。」⁽¹⁴⁾

同じく, 同氏の次の記述により, 作成段階で日本の会計基準の内容が考慮されたことが確認できる。

「その指示書は三週間かかつてできたのであるが, そのうちの一週間は「払込未済資本金」を貸借対照表の借方資産之部に記載するか否かに関して筆者とヘッスラー氏との間の盛んな論議に費やされたのである。」⁽¹⁵⁾

ハ. 「指示書」作成方法に関する黒沢清氏の記述

「指示書」作成段階で日本の会計基準の内容が考慮されたことが確認できる資料として, 次のような記述も残されている。

「指示書は, 村瀬氏が, 日本の財務諸表準則を英訳したものを原案として, それをヘッスラー氏が修正して, 英文指示書 (*Instructions*) が出来上がった。これが指示書の英文テキスト (本文) である。この英文テキストをさらに, 村瀬氏が日本語に翻訳したのである」⁽¹⁶⁾

- ② 指示書中, 各勘定科目について詳細な解説がなされている。また, 西洋諸国と日本との会計処理法の違いが詳述されている項目もある。

上述したように当該「指示書」は「財務諸表作成に関する詳細なる説明および指示」を示しており, 項目によっては「西洋諸国 (*occidental countries*)」と日本との会計処理法の違いについての解説がなされている。

小活

「指示書 (1947年7月以後)」の特徴として形式は①日本語訳が付されている, ②すべて *Instructions for*~で始まることが確認できた。内容は①作成段階で日本の会計基準の内容が考慮された, ②指示書中, 各勘定科目について詳細な解説がなされている。また項目によっては「西洋諸国 (*occidental countries*)」と日本との会計処理法の違いについての解説がなされている。

以上の結果, 「指示書」は「指示書 (1947年7月以後)」と「指示書 (1947年7月以前)」でその内

容が大きく変化したといえ、次のように整理することができる。

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{「指令」} > \text{「セクション・メモ」} > \begin{array}{l} \cdot \text{「指示書（1947年7月以後）」} \\ \cdot \text{「指示書（1947年7月以前）」} \end{array} \end{array} \right\}$$

IV. 1947年以前「指示書」に関する名称問題

本項では「指示書（1947年7月以前）」すなわち『財務諸表に関する指示書（仮）』（1945 or 1946）の特徴を確認し、『1946年英文フォーム』と改称する根拠を示すを試みる。

A. 1946年とする理由

上記〔II〕における検証の結果、ESSの日本の制限会社に対する「指示書」の交付時期は SCAPIN1337-A が発せられた 1946年5月27日以後であるとの前提を置いた。したがって、ESS/RS から交付されたセクション・メモの一部であると推測される「指示書（1947年7月以前）」すなわち『財務諸表に関する指示書（仮）』（1945 or 1946）の交付時期は 1946年と推定できる。

したがって、この時点で次のような名称変更が必要となる。

$$\left\{ \text{『財務諸表に関する指示書（仮）』（1945 or 1946)} \rightarrow \text{『財務諸表に関する指示書（仮）』（1946)} \right\}$$

B. 「指示書」としない根拠について

「指示書（1947年7月以前）」すなわち『財務諸表に関する指示書（仮）』（1946）は以下の点において「指示書（1947年7月以後）」と大きく異なる。

1. 形式

- ①日本語訳が付されていない。
- ② *Instructions for*～との表記がなされていない。

2. 内容

- ①各勘定科目についての解説がなされていない。

「指示書（1947年7月以後）」の特徴の1つとして、各勘定科目について詳細な解説がなされており、項目によっては「西洋諸国 (*occidental countries*)」と日本との会計処理法の違いについての解説がなされていることが挙げられるが、「指示書（1947年7月以前）」はそのような記述はなされていない。

- ②日本の会計に関する基準への考慮が成されていないと思われる。

V. 『1946年英文フォーム』の概要

A. 文書の所在について

(1) “*Supplemental Data To Be Submitted With Financial Statements ESS/RS 259.04*”

(2) “*Comparative Balance Sheet ESS/RS 257.04*”

(3) “*Profit and Loss Statement ESS/RS 256.04*”

(1)～(3)各文書の国立国会図書館 (NDL⁽¹⁸⁾) および米国国立公文書館 (NARA⁽¹⁹⁾) における分類番号一覧を示したのが図1である。⁽²⁰⁾

本稿での呼称			NDL		NARA		
			請求番号	フィッシュ内番号	RG	Box	Folder
V-A-(1)	『1946年英文フォーム』	“ <i>Supplemental Data To Be Submitted With Financial Statements ESS/RS 259.04</i> ”	ESS(A)11671	D-13～14 E- 1～11	331	8209	14
V-A-(2)		“ <i>Comparative Balance Sheet ESS/RS 257.04</i> ”	ESS(A)11671	E-12～14 F- 1～14			
			ESS(A)11672	A- 1～ 2			
V-A-(3)		“ <i>Profit and Loss Statement ESS/RS 256.04</i> ”	ESS(A)11672	A- 3～10			

図1：『1946年英文フォーム』

B. フォームサンプル

1. “*Supplemental Data To Be Submitted With Financial Statements ESS/RS 259.04*”

ESS/RS 259.04

Page of 6

SUPLIMENTAL DATA TO BE SUBMITTED
WITH FINANCIAL STATEMENTS

1. Name of company (Romaji)
2. “ ” (English translation)
3. Former name (if there has been a change name)
4. Address of head office
5. Tokyo telephone number
6. Nature of company’s business
7. Nature of the company’s business
8. General company data :

[中略]

CERTIFICATE

(This certificate must be signed by the President, Treasurer, Auditor, or other responsible officer of the company.)

The foregoing Supplemental Data Statement and also the Balance Sheet and Profit and Loss Statement submitted herewith were prepared by me or under my direction, and I hereby certify that all data contained therein are true and correct to the best of my knowledge and belief.

Signature

Title or

Position

Date

2. "Comparative Balance Sheet ESS/RS 257.04"

Item	Leave this column blank	As at _____ 19			As at _____ 19			Increase or Decrease* (Total)
		Old Account	New Account	Total	Old Account	New Account	Total	
<u>Current Assets in Japan:</u>								
〔中略〕								
<u>Investments in Japan :</u>								
〔中略〕								
<u>Fixed Assets in Japan :</u>								
〔中略〕								
<u>Deferred Charges and Prepaid Expenses :</u>								
〔中略〕								
<u>Intangible Assets :</u>								
〔中略〕								
<u>Overseas Assets :</u>								
〔中略〕								
<u>Other Assets :</u>								
〔中略〕								
TOTAL ASSETS								
〔中略〕								
<u>Current Liabilities in Japan :</u>								
〔中略〕								
<u>Long - Term Liabilities in Japan :</u>								
〔中略〕								
<u>Liability Reserves :</u>								
〔中略〕								
<u>Other Liabilities in Japan :</u>								
〔中略〕								
<u>Overseas Liabilities :</u>								
〔中略〕								
<u>Net Worth :</u>								
〔中略〕								
TOTAL LIABILITIES AND NET WORTH								

Comparative Balance Sheet Page of 10

Name of Company (Romaji)

Name of Company (English Translation)

As at 19 and 19

3. "Profit and Loss Statement ESS/RS 256.04"

ESS/RS 256.04 PROFIT AND LOSS STATEMENT Page of 4

New Account

Name of Company (Romaji)

Name of Company (English Translation)

For the Period 19 to 19

Item	Leave Blank	Detail		Total
Sales of Revenue :				
[中略]				
Cost of Product or Services Sold (Manufacturing or Producing Companies) :				
[中略]				
Gross Profit from Operatins				
Cost of Goods Sold (Trading Concerns) :				
[中略]				
Gross Profit ton Sales				
Operating Expenses :				
[中略]				
Net Profit on Operations				
[中略]				
Non-Operating Income :				
[中略]				
Non-Operating Expenses :				
[中略]				
Net Profit Before Provision for Income Taxes, Officers Benues Payable out of Profits, etc. (See Item 17, Supplemental Data for Plan for Disposal of Profits.)				

VI. むすびにかえて

従来は ESS が日本の制限会社に英文財務諸表の提出を求める際に交付した文書のうち、財務諸表の書式を付しているものはすべて「指示書」として扱われてきたが、それに先立って交付された

「英文フォーム」の存在が資料的に確認されたので、新たに「指示文書」という概念を用いた分類を提示した。

「指示文書」は1947年7月を境に1947年以後の「指示書」と1947年以前の『1946年英文フォーム』とに大別され、「指示書」は『工業会社及び商事会社の財務諸表作成に関する指示書』(Jul. 1947)他5種類について現存が確認されている。

「指示書」と『1946年英文フォーム』は形式および内容が大きく異なる。形式は①日本語訳付記の有無、②名称が *Instructions for*～か *standard forms of*～か、という点で異なり、内容については、①作成段階における日本の会計基準考慮、②詳細な解説、の2点において前者には付与されているが、後者には付与されていない。

『1946年英文フォーム』を検討した結果、従来「指示書」として扱われてきた文書の枠内に収まらないので、「日本固有の発展を十分に踏まえたもの」とはいえない可能性が高い。ではなぜこのような「英文フォーム」が指示書に先立って交付されたのか、そこに制限会社に交付された多数の「指示書」が「日本固有の発展を踏まえたもの」として作成された事情と企業会計原則の確立に向かう道筋の解明の可能性が浮かび上がる。ただし、この点はさらに詳細な検討が求められよう。今回は内容の分析および考察は控えて、主として資料的な意義のみを提示しておく。

今後の課題としては、『1946年英文フォーム』の内容自体について分析を継続し、併せて『1946年英文フォーム』に対して制限会社が実際に提出した英文財務諸表と『1946年英文フォーム』との異同を精査し、その異同が何を意味するのかを明らかにすることで、ESSが「指示書」作成に至った経緯を日米会計基準の相違の問題とその克服という観点から明らかにしたい。

注

- (1) 引用文献(5)。
- (2) General Headquarters Supreme Commander for the Allied Powers, 連合国軍最高司令官総司令部。
- (3) Economic and Scientific Section, 経済科学局。
- (4) 山田ひとみ (2012) 119-200 頁参照。
- (5) GHQ/SCAP の日本の会社に対する「指示書」に対して「交付」という表現を用いる理由については山田ひとみ (2012) 注1を参照されたい。
- (6) 外務省 (1989) 2-8 頁。
- (7) SCAPIN とは SCAPIN 番号のことで、SCAPIN 番号とは「1946年1月28日から付けられるようになったが、この種の覚書は、初号(指令第1号)にさかのぼってこの番号が付けられた」(外務省 (1989) 3 頁) ものである。
- (8) 外務省 (1989) 2-3 頁。
- (9) 引用文献(8)。
- (10) 山田ひとみ (2012) 213-214 頁参照。
- (11) ESS 内部のメモ (Ⅲ-B-3-1参照) によれば、「指示書」は「米国会計システムの基本的規範を保持しながらも、その日本への厳密な適用を避け」とあり、日米中心の交渉がなされていたことが明らかにしている。その中で「西洋諸国 (occidental countries)」という表記については違和感が感

じられようが、GHQ が欧米を中心とした戦勝国の連合体であったという点を鑑みれば、GHQ/SCAP から発せられた指令の一部である「指示書」における「西洋諸国 (occidental countries)」という表記についての違和感は薄らぐであろう。

- (12) 引用文献(7)。
- (13) 千葉順一 (1998) 110 頁。
- (14) 村瀬玄 (1959) 9 頁。
- (15) 村瀬玄 (1959) 10 頁。
- (16) 黒沢清 (1984) 7 頁。
- (17) 引用文献(6)。
- (18) National Diet Library.
- (19) National Archives and Records Administration.
- (20) GHQ/SCAP 文書は NARA が原資料を所蔵しており、NDL が複写資料をマイクロフィルムおよびマイクロフィッシュの形態で所蔵している。NDL 所蔵の GHQ/SCAP 文書引用方法として請求番号の他にフィッシュ内番号を表示する手法については、次の文献に多大な示唆を受けたので、ここに記して感謝の意とさせていただきます。
中東正文「昭和二十五年商法改正—GHQ 文書から見た成立経緯の考察(1)」『中京法學』第 31 卷、第 2 号、1996 (平成 8) 年 10 月。

引用文献

- (1) 外務省『日本占領重要文書 第 3 卷—底本『日本占領及び管理重要文書集』第 3 卷 (外務省, 1949) —』日本図書センター, 1989 (平成元) 年。
外務省 (1989) として表記。
- (2) 黒沢清「企業会計原則の歩み」『企業会計』第 36 卷, 第 1 号, 1984 年 (昭和 59) 年 1 月。
黒沢清 (1984) として表記。
- (3) 千葉順一『日本近代会計制度—企業会計体制の変遷』中央経済社, 1998 (平成 10) 年。
千葉順一 (1998) として表記。
- (4) 村瀬玄「企業会計原則制定の由来」『公認会計士』第 26 号, 1959 (昭和 34) 年 1 月。
村瀬玄 (1959) として表記。
- (5) 山田ひとみ「研究ノート GHQ/SCAP による会社財務報告に関する「指示書」の時系列整理—経済科学局 (ESS) 文書の分析をとおして—」『聖学院大学論叢』第 25 卷, 第 1 号, 2012 (平成 24) 年 10 月。
山田ひとみ (2012) として表記。
- (6) GHQ/SCAP, *Instructions for the Preparation of Financial Statements.*, GHQ/SCAP Records (RG331, National Archives and Records Service), (Compiled by National Diet Library), NDL-ESS (A) 11668-11672.
- (7) GHQ/SCAP, *Instruction for preparation of Financial Statements of Manufacturing & Trading Companies (Kogyo-Gaisha Oyobi Shoji-Gaisya No Zaimu Shohyo Sakusei Ni Kansuru Shijisho).*, GHQ/SCAP Records (RG331, National Archives and Records Service), (Compiled by National Diet Library), NDL-ESS (A) 14390.
- (8) GHQ/SCAP, “*Economic Data to be Furnished to General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers.*”『外務省記録 連合軍の本土進駐並びに軍政関係一件連合軍との来往信綴』外務省外交資料館, 1976 (昭和 51) 年。

Analysis of the “Instructional Documentations” of the ESS in the
Early Stages of the Occupation against Limited Companies
— Focusing on the Importance of “English form 1946” —

Hitomi YAMADA

Abstract

That the Economic and Scientific Section (ESS) of General MacArthur’s GHQ / SCAP during the U.S. Occupation of Japan at the end of World War II, responsible for the dissolution of *Zaibatsu*, issued a number of “instructions” on creating financial statements for limited companies is well known. However, historical records have revealed that, prior to the issue of these “instructions,” a very different version of “English Form 1946” existed. This version is not one that can be classified as “instructions,” which were based on developments unique to Japan. I made a documentary organized according to a new framework called “instructional documentations”. Through this documentary, the significance of the consultations with ESS, limited companies, and Japanese scholars involved with financial accounts will become clearer and contribute to a common understanding of the financial statements of that time.

Key words; English Form 1946, instructional documentations, Economic and Scientific Section (ESS), Directive, the dissolution of *Zaibatsu*